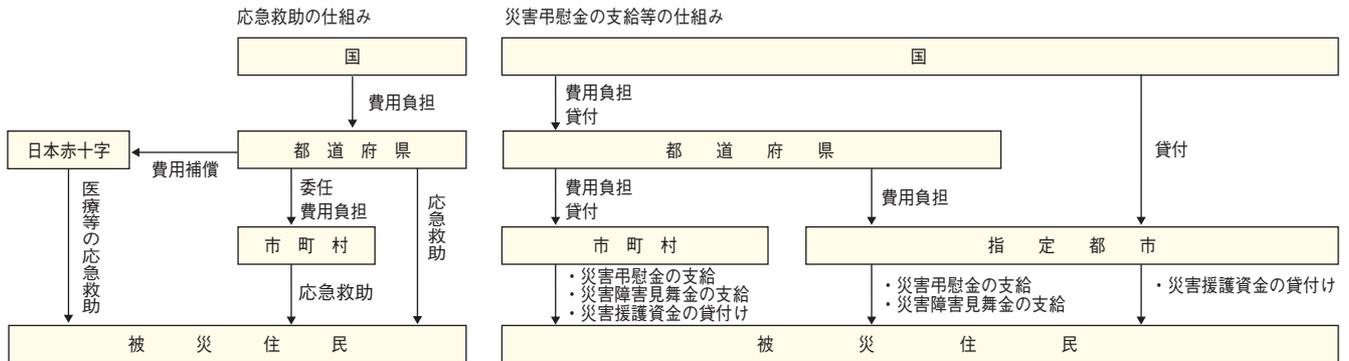


災害救助と被災者への支援

概要

災害救助と被災者への支援の仕組み



※「応急救助の内容」：避難所の設置及び運営、応急仮設住宅の供与、食事及び生活必需品の給与、飲料水の供給、医療等

[災害救助法]

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合に、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体や国民の協力の下に応急救助を実施することとしている。

[災害弔慰金の支給等]

一定規模以上の災害の被災者に対しては、災害救助法による救助のほか、災害弔慰金の支給等に関する法律により、市町村から、災害弔慰金や災害障害見舞金が支給され、また、災害援護資金の貸付けが行われることとなっている。

詳細データ① 災害救助法適用状況（過去10年間）

年度	1997 (平成9)	98 (10)	99 (11)	2000 (12)	2001 (13)	2002 (14)	2003 (15)	2004 (16)	2005 (17)	2006 (18)
法適用都道府県延数	4	12	10	9	2	2	4	22	7	7
法適用市区町村延数	7	27	30	48	4	2	14	150	38	21

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

詳細データ② 災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	災害障害見舞金	災害援護資金
(対象災害) 下記のいずれかに該当する自然災害 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害	(支給対象者) 対象災害により重度の障害を受けた者	(対象災害) 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
(支給対象者) 対象災害により死亡した者の遺族 (配偶者、子、父母、孫及び祖父母)	(支給対象者) 対象災害により重度の障害を受けた者	(貸付対象者) 対象災害により世帯主が負傷を負い、または住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯主 (注) 所得制限がある。
(支給額) ・生計維持者の死亡 500万円 ・その他の者の死亡 250万円	(支給額) ・生計維持者 250万円 ・その他の者 125万円	(貸付限度額の最高額) 350万円 (注) 貸付限度額は被害状況によって異なる。

適用日	災害名	都道府県	市区町村数	人的被害(人)				住家の被害(世帯)※1					
				死者	行方不明	負傷	計	全壊流失	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計
6.15	平成18年6月長雨土砂災害	沖縄県	2	0	0	0	0	13	0	0	0	0	13
7.19	平成18年7月豪雨	長野県	3	8	0	12	20	11	30	0	735	1,274	2,050
7.22	〃	鹿児島県	6	5	0	9	14	236	1,335	67	225	1,132	2,995
〃	〃	宮崎県	1	0	0	0	0	0	77	10	73	181	341
9.17	台風13号	宮崎県	1	3	0	143	146	112	356	1,144	0	0	1,612
11.7	北海道佐呂間町における竜巻災害	北海道	1	9	0	31	40	57	7	53	0	0	117
3.25	平成19年能登半島地震	石川県	7	1	0	277	278	302	355	1,529	0	0	2,186
	合計	7(延べ)	21	26	0	472	498	731	2,160	2,803	1,033	2,587	9,314

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

※1 平成19年能登半島地震における「住家の被害」については「棟」数である。

※2 平成19年能登半島地震における被害状況は、平成19年3月31日現在のものであり、確定値ではない。